

「新型コロナワクチンタクシー券」 記載例

●3回目接種用 新型コロナワクチンタクシー券

3回目接種用

熊本市
新型コロナワクチン
タクシー券

0304 001201 00
No. 760000

年 月 日

介護・障がい等 料金 500円

有効期限 令和4年11月30日まで

集券社 車号 署名

※1回の乗車につきお1人様1枚まで(譲渡厳禁)

熊本市新型コロナワクチンタクシー券
【利用者様にご記入いただく項目】

① ご利用日をご記入下さい。

② 要介護・要支援の認定を受けている方、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方はに✓を記載して手帳を乗務員にご提示ください。

③ 利用者様のお名前を署名してください。

※現在発行済みの3回目接種用のタクシー券には、有効期限が「令和4年11月30日」と記載されておりますが、国の指針により、現時点では記載された有効期限に関わらず、「接種期間」(現時点では、令和4年9月30日)がタクシー券の使用期限となりますので、注意ください。

●4回目接種用 新型コロナワクチンタクシー券

4回目接種用

熊本市
新型コロナワクチン
タクシー券

0404 000501 01
No. 780000

年 月 日

介護・障がい等 料金 500円

有効期限 令和5年3月31日まで

集券社 車号 署名

※1回の乗車につきお1人様1枚まで(譲渡厳禁)

熊本市新型コロナワクチンタクシー券
【利用者様にご記入いただく項目】

① ご利用日をご記入下さい。

② 要介護・要支援の認定を受けている方、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方はに✓を記載して手帳を乗務員にご提示ください。

③ 利用者様のお名前を署名してください。

※現在発行済みの4回目接種用のタクシー券には、有効期限が「令和5年3月31日」と記載されておりますが、国の指針により、現時点では記載された有効期限に関わらず、「接種期間」(現時点では、令和4年9月30日)がタクシー券の使用期限となりますので、注意ください。